

翻 訳

韓国における「動産・債権等の担保に関する法律」及び関連法規

金 鉉 善
鳥谷部 茂

以下に韓国における「動産・債権等の担保に関する法律」（以下「法」という。）、「動産・債権等の担保に関する法律施行令」、「動産・債権の担保登記等に関する規則」の翻訳を掲載する。この法律については、金祥洙「動産・債権などの担保に関する法律について〔下〕」国際商事法務 Vol.39, No.4 (2011) 598 頁以下、上本政夫「韓国法「動産・債権等の担保に関する法律」の紹介」宮崎産業経営大学法学論集第 20 巻第 1 号 (2010 年) 79 頁以下を参照させていただいた。

本翻訳にあたっては、できるだけ韓国語に忠実に訳している（たとえば、出頭を訪問に、知的財産を知識財産になど）。

「動産・債権等の担保に関する法律」

[施行 2012.6.11] [法律第 10366 号、2010.6.10 制定]

第 1 章 総則

第 1 条 (目的) この法は、動産・債権・知識財産権を目的とする担保権及びその登記又は登録に関する事項を規定して、資金調達を円滑にし、取引の安全を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第 2 条 (定義) この法において使用する用語の意義は、次のとおりである。

1. 「担保約定」とは、譲渡担保等の名目の如何を問わず、この法により動産・債権・知識財産権を担保として提供する旨の約定をいう。
2. 「動産担保権」とは、担保約定によって動産（数個の動産又は将来に取得する動産を含む。）を目的として登記した担保権をいう。

95- 韓国における「動産・債権等の担保に関する法律」及び関連法規（金・鳥谷部）

3. 「債権担保権」とは、担保約定によって金銭の支払を目的とする指名債権（数個の債権又は将来に発生する債権を含む。）を目的として登記した担保権をいう。

4. 「知識財産権担保権」とは、担保約定によって特許権、実用新案権、デザイン権、商標権、著作権、半導体集積回路の配置設計権等の知識財産権〔法律により質権を設定することができる場合に限る。以下同じ。〕を目的としてその知識財産権を規律する個別の法律に従って登録した担保権をいう。

5. 「担保権設定者」とは、この法により動産・債権・知識財産権に担保権を設定した者をいう。ただし、動産・債権を担保として提供する場合は、法人（商事法人、民法法人、特別法による法人、外国法人をいう。以下同じ。）又は「商業登記法」により商号登記をした者に限る。

6. 「担保権者」とは、この法により動産・債権・知識財産権を目的とする担保権を取得した者をいう。

7. 「担保登記」とは、この法により動産・債権を担保として提供するために行われた登記をいう。

8. 「担保登記簿」とは、電算情報処理組織によって入力・処理された登記事項に関する電算情報資料を担保権設定者別に保存した補助記憶装置（磁気ディスク、磁気テープその他これと類似の方法により一定の登記事項を記録・保存することができる電子的情報保存媒体を含む。以下同じ。）をいい、動産担保登記簿及び債権担保登記簿に区分する。

9. 「債務者等」とは、債務者、担保目的物の物上保証人及び担保目的物の第三取得者をいう。

10. 「利害関係人」とは、債務者等と担保目的物に対する権利者として担保登記簿に記録され又はその権利を証明した者、差押え及び仮差押えの債権者、執行力ある正本によって配当を要求した債権者をいう。

11. 「登記済情報」とは、担保登記簿に新たな権利者が記録される場合において、その権利者を確認するために、地方法院、その支院又は登記所に勤務する法院書記官、登記事務官、登記主事若しくは登記主事補の中で地方法院長（登記所の事務を支院長が管掌する場合は、支院長をいう。）が指定する者（以下「登記官」という。）が作成した情報をいう。

第2章 動産担保権

第3条（動産担保権の目的物）①法人又は「商業登記法」により商号登記をした者（以下「法人等」という。）が担保約定に従って動産を担保として提供する場合にお

いては、担保登記をすることができる。

②数個の動産（将来に取得する動産を含む。）であっても、目的物の種類、保管場所、数量を決め、又はその他これと類似の方法により特定することができる場合は、これを目的として担保登記をすることができる。

③第 1 項及び第 2 項にかかわらず、次の各号のいずれかの一つに該当する場合は、これを目的として担保登記をすることができない。

1. 「船舶登記法」により登記された船舶、「自動車等の特定動産の抵当法」により登録された建設機械・自動車・航空機・小型船舶、「工場及び鉱業財団の抵当法」により登記された企業財産、その他法律により登記又は登録された動産

2. 貨物引換証、船荷証券、倉庫証券が作成された動産

3. 無記名債権証券等の大統領令で定める証券

第 4 条（担保権設定者の商号登記の抹消及び動産担保権の効力） 担保権設定者の商号登記が抹消された場合においても、既に設定された動産担保権の効力には、影響が及ばない。

第 5 条（根担保権） ①動産担保権は、その担保する債務の極度額のみを定めて、債務の確定を将来に保留して、設定することができる。この場合において、その債務が確定する時まで債務の消滅又は移転は、既に設定された動産担保権に影響が及ばない。

②第 1 項の場合において、債務の利子は、極度額の中に含まれたものとみなす。

第 6 条（動産担保権を設定しようとする者の明示義務） 動産担保権を設定しようとする者は、担保約定をするときに、次の各号の事項を相手方に明示しなければならない。

1. 担保目的物の所有の有無

2. 担保目的物に関する他の権利の存在の有無

第 7 条（担保登記の効力） ①約定による動産担保権の得失変更は、担保登記簿に登記しなければ、その効力を生じない。

②同一の動産に設定された動産担保権の順位は、登記の順序による。

③同一の動産について、担保登記簿の登記及び引渡（「民法」に規定された簡易引渡、占有改定、目的物返還請求権の譲渡を含む。）が行われた場合に、それによる権利間の順位は、法律に別段の規定がなければ、その前後による。

第 8 条（動産担保権の内容） 担保権者は、債務者又は第三者が提供した担保目的物に対して、他の債権者より自己の債権につき優先的に弁済を受ける権利を有する。

第 9 条（動産担保権の不可分性） 担保権者は、債権全部の弁済を受けるときまで担保目的物の全部に対して、その権利を行使することができる。

第 10 条（動産担保権の効力の範囲） 動産担保権の効力は、担保目的物に付合された物及び従物に及ぶ。ただし、法律に別段の規定が存在し、又は設定行為に異なる約定があれば、この限りでない。

第 11 条（果実に対する効力） 動産担保権の効力は、担保目的物に対する差押え又は第 25 条第 2 項の引渡請求があった後に、担保権設定者がその担保目的物から収取した果実又は収取することができる果実に及ぶ。

第 12 条（被担保債権の範囲） 動産担保権は、元本、利子、違約金、担保権実行の費用、担保目的物の保存費用及び債務不履行又は担保目的物の瑕疵による損害賠償の債権を担保する。ただし、設定行為に異なる約定がある場合においては、その約定による。

第 13 条（動産担保権の譲渡） 動産担保権は、被担保債権と分離して、他人に譲渡することができない。

第 14 条（物上代位） 動産担保権は、担保目的物の売却、賃貸、滅失、毀損若しくは公用徴収等によって担保権設定者が受けるべき金銭又はその他の物に対しても、行使することができる。この場合において、その支払い又は引渡しの前に差し押さえなければならない。

第 15 条（担保目的物でない財産からの弁済） ①担保権者は、担保目的物から弁済を受けない債権がある場合についてのみ、債務者の他の財産から弁済を受けることができる。

②第 1 項は、担保目的物より先に他の財産を対象にして配当が実施される場合においては、適用しない。ただし、他の債権者は、担保権者に対してその配当金額の供託を請求することができる。

第 16 条（物上保証人の求償権） 他人の債務を担保するために担保権設定者が、その債務を弁済又は動産担保権の実行によって担保目的物の所有権を失った場合は、「民法」の保証債務に関する規定により債務者に対する求償権を有する。

第 17 条（担保目的物に関する現況調査及び担保目的物の補充） ①担保権設定者は、正当な事由なく、担保権者の担保目的物に関する現況調査の要求を拒絶することができない。この場合において、担保目的物の現況調査のために、約定により電子的に識別することができる標示を付ける等の必要な措置をすることができる。

②担保権設定者の責めに帰すべき事由により担保目的物の価額が著しく減少した場合において、担保権者は、担保権設定者に対してその原状回復又は相当の担保の提供を請求することができる。

第 18 条（第三取得者の費用償還請求権） 担保目的物の第三取得者が、その担保目的物の保存・改良のために必要費又は有益費を支出した場合は、「民法」第 203 条

第 1 項又は第 2 項により担保権者が担保目的物を実行して取得した代価から優先して償還を受けることができる。

第 19 条 (担保目的物の返還請求権) ①担保権者は、担保目的物を占有する者に対して、担保権設定者に返還することを請求することができる。

②担保権者が担保目的物を占有する権原があり、又は担保権設定者が担保目的物の返還を受けることができない事情がある場合において、担保権者は、担保目的物を占有する者に対して、自己に担保目的物を返還することを請求することができる。

③第 1 項及び第 2 項にかかわらず、占有者がその物を占有する権利がある場合は、返還を拒絶することができる。

第 20 条 (担保目的物の妨害除去請求権及び妨害予防請求権) 担保権者は、動産担保権を妨害する者に対して妨害の除去を請求ことができ、動産担保権を妨害するおそれのある行為をする者に対して妨害の予防又は損害賠償の担保を請求することができる。

第 21 条 (動産担保権の実行方法) ①担保権者は、自己の債権の弁済を受けるために、担保目的物の競売を請求することができる。

②正当な理由がある場合において、担保権者は、担保目的物をもって直接弁済に充当し、又は担保目的物を売却してその代金を弁済に充当することができる。ただし、先順位権利者 (担保登記簿に登録されている場合、又は担保権者が知っている場合に限り) が存在する場合は、その同意を得なければならない。

第 22 条 (担保権実行のための競売手続) ①第 21 条第 1 項による競売手続は、「民事執行法」第 264 条、第 271 条及び第 272 条を準用する。

②担保権設定者が担保目的物を占有する場合において、競売手続は、差押えによって開始する。

第 23 条 (担保目的物の直接弁済充当等の手続) ①第 21 条第 2 項により担保権者が、担保目的物をもって直接弁済に充当し、又は担保目的物を売却するためには、その債権の弁済期後に動産担保権の実行方法を債務者等及び担保権者が知っている利害関係人に通知して、その通知が債務者等及び担保権者が知っている利害関係人に到達した日から 1 箇月が経過しなければならない。ただし、担保目的物が滅失若しくは毀損するおそれがあり、又は価値が急速に減少するおそれがある場合においては、この限りでない。

②第 1 項の通知には、被担保債権の金額、担保目的物の評価額又は予想売却代金、担保目的物をもって直接弁済に充当又は担保目的物を売却する理由を明示しなければならない。

③担保権者は、担保目的物の評価額又は売却代金 (以下「売却代金等」という。)

からその債権額を引いた金額（以下「清算金」という。）を債務者等に支払わなければならない。この場合において、担保目的物に先順位の動産担保権等が存在するときは、その債権額を計算する際に先順位の動産担保権等によって担保された債権額を含む。

④担保権者は、担保目的物をもって直接弁済に充当する場合において、清算金を債務者等に支払ったときに、担保目的物の所有権を取得する。

⑤次の各号の区分によって定めた期間内に担保目的物に対して競売が開始された場合には、担保権者は、直接弁済充当等の手続を中止しなければならない。

1. 担保目的物を直接弁済に充当する場合：清算金を支払う前又は清算金がない場合は第1項の期間が経過する前

2. 担保目的物を売却してその代金を弁済に充当する場合：担保権者が第三者と売買契約を締結する前

⑥第1項及び第2項による通知の内容及び方式については、大統領令で定める。

第24条（担保目的物の取得者等の地位）第21条第2項に基づく動産担保権の実行により担保権者又は買受人が担保目的物の所有権を取得したときは、その担保権者の権利及びそれに対抗することができない権利は、消滅する。

第25条（担保目的物の占有）①担保権者が担保目的物を占有する場合は、被担保債権の全部について弁済を受ける時まで担保目的物を留置することができる。ただし、先順位権利者に対しては、対抗することができない。

②担保権者が担保権を実行するために必要な場合においては、債務者等に対して担保目的物の引渡しを請求することができる。

③担保権者が担保目的物を占有する場合において、担保権者は、善良なる管理者の注意をもって担保目的物を管理しなければならない。

④第3項の場合において、担保権者は、担保目的物の果実を收取して他の債権者より先にその債権の弁済に充当することができる。ただし、果実が金銭でない場合は、第21条によりその果実を競売又はその果実をもって直接弁済に充当若しくはその果実を売却してその代金から弁済に充当することができる。

第26条（後順位権利者の権利行使）①後順位権利者は、第23条第3項により債務者等が受ける清算金に対してその順位に従って清算金が支払われる時までその権利を行使ことができ、担保権者は、後順位権利者が要求する場合には、清算金を支払わなければならない。

②第21条第2項による動産担保権実行の場合において、後順位権利者は、第23条第5項の各号の区分によって定めた期間前まで担保目的物の競売を請求することができる。ただし、その被担保債権の弁済期になる前においては、第23条第1項の

期間についてのみ、競売を請求することができる。

③後順位権利者は、第 1 項の権利を行使するときは、その被担保債権の範囲においてその債権の明細及び証書を担保権者に交付しなければならない。

④担保権者が第 3 項の債権の明細及び証書を受けて後順位権利者に清算金を支払ったときは、その範囲において債務者等に対する清算金の支払債務が消滅する。

⑤第 1 項の権利行使を防ごうとする者は、清算金を差し押さえ、又は仮に差し押さえなければならない。

第 27 条 (売却代金等の供託) ①担保目的物の売却代金等を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた場合、又は担保目的物の売却代金等に対して権利を主張する者が存在する場合において、担保権者は、その全部又は一部を担保権設定者の法人登記又は商号登記を管轄する法院に供託することができる。この場合において、担保権者は、供託の事実を直ちに担保権者が知っている利害関係人及び担保目的物の売却代金等を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえ、又はそれに対して権利を主張する者に通知しなければならない。

②担保目的物の売却代金等に対する差押え又は仮差押えの後に第 1 項により担保目的物の売却代金等を供託した場合には、債務者等の供託金取戻請求権が差し押さえられ、又は仮に差し押さえられたものとみなす。

③担保権者は、供託金の回収を請求することができない。

第 28 条 (弁済及び実行の中断) ①動産担保権の実行の場合において、債務者等は、第 23 条第 5 項の各号の区分によって定めた期間までに、被担保債務額を担保権者に弁済して担保登記の抹消を請求することができる。この場合において、担保権者は、動産担保権の実行を直ちに中止しなければならない。

②第 1 項により動産担保権の実行を中止することによって担保権者に損害が発生する場合においては、債務者等は、その損害を賠償しなければならない。

第 29 条 (共同担保及び配当、後順位者の代位) ①同一の債権の担保として数個の担保目的物に動産担保権を設定した場合において、その担保目的物の売却代金を同時に配当するときは、各担保目的物の売却代金に応じて、その債権の按分を定める。

②第 1 項の担保目的物中の一部の売却代金を先に配当する場合には、その代価からその債権全部について弁済を受けることができる。この場合において、競売された動産の後順位担保権者は、先順位担保権者が他の担保目的物の動産担保権の実行により弁済を受けることができる金額の限度において、先順位担保権者を代位して担保権を行使することができる。

③担保権者が第 21 条第 2 項により動産担保権を実行する場合においては、第 1 項及び第 2 項を準用する。ただし、第 1 項により各担保目的物の売却代金を定めるこ

とができない場合には、第23条第2項による通知に明示された各担保目的物の評価額又は予想売却代金に応じて、その債権の按分を定める。

第30条（利害関係人の仮処分申請等） ①利害関係人は、担保権者が違法に動産担保権を実行する場合において、担保権設定者の法人登記又は商号登記を管轄する法院に第21条第2項による動産担保権の実行中止等の必要な措置を命ずる仮処分を申請することができる。

②法院は、第1項の申請に対する決定をする前に、利害関係人に担保を提供若しくは提供せずに執行を一時停止するように命じ、又は担保権者に担保を提供してその執行を継続するように命ずる等の暫定処分をすることができる。

③担保権実行のための競売について、利害関係人は、「民事執行法」に従って異議申立てをすることができる。

第31条（動産担保権の実行に関する約定） ①担保権者及び担保権設定者は、この法で定めた実行手続と異なる内容の約定をすることができる。ただし、第23条第1項による通知がなく、又は通知後1箇月が経過していない場合においても、通知なくして担保権者が担保目的物を処分又は直接弁済に充当する旨の約定は、効力を有しない。

②第1項の本文の約定によって、利害関係人の権利を侵害することはできない。

第32条（担保目的物の善意取得） この法により動産担保権が設定された担保目的物の所有権・質権を取得する場合には、「民法」第249条から第251条までの規定を準用する。

第33条（準用規定） 動産担保権については、「民法」第331条及び第369条を準用する。

第3章 債権担保権

第34条（債権担保権の目的） ①法人等が担保約定により金銭の支払を目的とする指名債権を担保として提供する場合は、担保登記をすることができる。

②数個の債権（債務者の特定の如何を問わず、将来に発生する債権を含む。）であっても、債権の種類、発生原因、発生の年月日を定め、又はその他これと類似の方法により特定することができる場合においては、これを目的として担保登記をすることができる。

第35条（担保登記の効力） ①約定による債権担保権の得失変更は、担保登記簿に登録したときに、指名債権の債務者（以下「第三債務者」という。）以外の第三者に対抗することができる。

②担保権者又は担保権設定者（債権担保権の譲渡の場合には、その譲渡人又は譲受人をいう。）は、第三債務者に第 52 条の登記事項証明書を交付する方法によりその事実を通知又は第三債務者がこれを承諾しなければ第三債務者に対抗することができない。

③同一の債権について、担保登記簿の登記及び「民法」第 349 条又は第 450 条第 2 項による通知若しくは承諾がある場合において、担保権者又は担保目的である債権の譲受人は、法律に別段の規定がなければ、第三債務者以外の第三者に登記及びその通知の到達又は承諾の前後によって、その権利を主張することができる。

④第 2 項の通知、承諾については、「民法」第 451 条及び第 452 条を準用する。

第 36 条（債権担保権の実行） ①担保権者は、被担保債権の限度において債権担保権の目的となった債権を直接請求することができる。

②債権担保権の目的となった債権が被担保債権より先に弁済期になった場合には、担保権者は、第三債務者にその弁済金額の供託を請求することができる。この場合において、第三債務者が弁済金額を供託した後は、債権担保権は、その供託金に存在する。

③担保権者は、第 1 項及び第 2 項による債権担保権の実行方法のほかに「民事執行法」で定めた執行方法により債権担保権を実行することができる。

第 37 条（準用規定） 債権担保権については、その性質に反しない範囲において、動産担保権に関する第 2 章並びに「民法」第 348 条及び第 352 条を準用する。

第 4 章 担保登記

第 38 条（登記することができる権利） 担保登記は、動産担保権又は債権担保権の設定、移転、変更、抹消若しくは延長に関して行う。

第 39 条（管轄登記所） ①第 38 条の登記に関する事務（以下「登記事務」という。）は、大法院長が指定・告示する地方法院、その支院又は登記所で取り扱う。

②登記事務については、第 1 項により大法院長が指定・告示した地方法院、その支院又は登記所中の次の各号の区分による所在地を管轄する地方法院、その支院又は登記所を管轄登記所とする。

1. 担保権設定者が法人である場合：本店又は主たる事務所の所在地
2. 担保権設定者が「商業登記法」第 31 条により商号登記をした者である場合：営業所の所在地

③大法院長は、いずれかの登記所の管轄に属する事務を他の登記所に委任することができる。

第 40 条（登記事務の処理） ①登記事務は、登記官が処理する。

②登記官は、受付番号の順序に従って電算情報処理組織により担保登記簿に登記事項を記録する方式によって登記事務を処理しなければならない。

③登記官が登記事務を処理するときは、大法院規則で定めるところにより、登記官の識別符号を記録する等の登記事務を処理した登記官を確認することができる措置をしなければならない。

第 41 条（登記申請人） ①担保登記は、法律に別段の規定がなければ、登記権利者及び登記義務者が共同で申請する。

②登記名義人の表示の変更又は更正の登記は、登記名義人が単独で申請することができる。

③判決による登記は、勝訴した登記権利者又は登記義務者が単独で申請ことができ、相続又はその他の包括承継による登記は、登記権利者が単独で申請することができる。

第 42 条（登記申請の方法） 担保登記は、次の各号のいずれかの一つに該当する方法により申請する。

1. 訪問申請：申請人又はその代理人が登記所に出席して、書面により申請。ただし、代理人が弁護士又は法務士〔法務法人、法務法人（有限）、法務組合又は法務士合同法人を含む。〕である場合は、大法院規則で定める事務員を登記所に出席させて登記を申請することができる。

2. 電子申請：大法院規則で定めるところにより、電算情報処理組織を利用して申請

第 43 条（登記申請に必要な書面又は電子文書並びに申請書の記載事項及び方式）

①担保登記を申請するときは、次の各号の書面又は電子文書（以下「書面等」という。）を提出又は送信しなければならない。

1. 大法院規則で定める方式による申請書

2. 登記原因を証明する書面等

3. 登記原因に関して第三者の許可、同意又は承諾が必要なときは、それを証明する書面等

4. 代理人が登記を申請するときは、その権限を証明する書面等

5. その他当事者の特定等のために大法院規則で定める書面等

②第 1 項第 1 号による申請書には、次の各号の事項を記録して申請人が記名捺印若しくは署名又は「電子署名法」第 2 条第 2 号による電子署名をしなければならない。

1. 第 47 条第 2 項第 1 号から第 9 号までの規定で定めた事項

2. 代理人が登記を申請する場合において、代理人の氏名〔代理人が法務法人、法

務法人（有限）、法務組合又は法務士合同法人である場合は、その名称をいう。]、住所（法人又は組合である場合は、本店又は主たる事務所をいう。）

3. 登記権利者及び登記義務者が共同で申請する場合、並びに勝訴した登記義務者が単独で登記を申請する場合において、登記義務者の登記済情報。ただし、最初の担保権設定登記の場合は、記録しない。

4. 登記所の表示

5. 年月日

第 44 条（申請手数料） 担保登記簿に登記をしようとする者は、大法院規則で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第 45 条（登記申請の受付） ①登記申請は、登記の目的、申請人の氏名又は名称、その他大法院規則で定める登記申請情報が電算情報処理組織に電子的に記録されたときに、受け付けられたものとみなす。

②登記官が登記を了した場合に、その登記は、受け付けたときから効力を生ずる。

第 46 条（申請の却下） 登記官は、次の各号のいずれかの一つに該当する場合に限り、理由を記した決定として申請を却下しなければならない。ただし、申請の誤りが補正することができる場合において、申請人が当日にこれを補正したときは、この限りでない。

1. 事件がその登記所の管轄でない場合
2. 事件が登記することでない場合
3. 権限がない者が申請した場合
4. 訪問申請の場合において、当事者又はその代理人が出席しない場合
5. 申請書が大法院規則で定める方式に適合しない場合
6. 申請書に記録された事項が添付書面と合致しない場合
7. 申請書に必要な書面等を添付しない場合
8. 申請の内容が既に担保登記簿に記録されていた事項と一致しない場合
9. 第 44 条による申請手数料を納めず、又は登記申請と関連して他の法律により賦課された義務を履行してない場合

第 47 条（登記簿の作成及び記録事項） ①担保登記簿は、担保目的物である動産又は債権の登記事項に関する電算情報資料を電算情報処理組織によって、担保権設定者別に区分して作成する。

②担保登記簿に記録する事項は、次の各号のとおりである。

1. 担保権設定者の商号又は名称及び次の各区分による事項
 - イ. 担保権設定者が法人である場合：本店又は主たる事務所及び法人登録番号
 - ロ. 担保権設定者が「商業登記法」第 31 条により商号を登記した者である場

合：氏名、住所、住民登録番号及び営業所

2. 債務者の氏名及び住所（法人である場合は、商号又は名称及び本店又は主たる事務所をいう。）
3. 担保権者の氏名、住所及び住民登録番号（法人である場合は、商号又は名称、本店又は主たる事務所及び法人登録番号をいう。）
4. 担保権設定者若しくは債務者又は担保権者が外国法人である場合は、国内の営業所又は事務所。ただし、国内に営業所又は事務所が存在しない場合には、大法院規則で定める事項
5. 担保登記の登記原因及びその年月日
6. 担保登記の目的物である動産、債権を特定するために必要な事項として大法院規則で定めた事項
7. 被担保債権額又はその極度額
8. 第10条のただし書又は第12条のただし書の約定がある場合において、その約定
9. 担保権の存続期間
10. 受付番号
11. 受付の年月日

第48条（登記済情報の通知） 登記官が担保権の設定又は移転登記を了したときは、登記済情報を登記権利者に通知しなければならない。ただし、最初の担保権設定登記の場合には、担保権設定者に対しても登記済情報を通知しなければならない。

第49条（担保権の存続期間及び延長登記） ①この法による担保権の存続期間は、5年を超過することができない。ただし、5年を超過しない期間でこれを更新することができる。

②担保権設定者及び担保権者は、第1項の存続期間を更新する場合には、その満了前に延長登記を申請しなければならない。

③第2項の延長登記のために、担保登記簿に、次の事項を記録しなければならない。

1. 存続期間を延長する旨
2. 延長後の存続期間
3. 受付番号
4. 受付の年月日

第50条（抹消登記） ①担保権設定者及び担保権者は、次の各号のいずれかの一つに該当する場合において、抹消登記を申請することができる。

1. 担保約定の取消、解除若しくはその他の原因により効力が生ぜず、又は効力を喪失した場合
2. 担保目的物である動産が滅失し、又は債権が消滅した場合

3. その他担保権が消滅した場合

②第1項の抹消登記をするために、担保登記簿に、次の各号の事項を記録しなければならない。

1. 担保登記を抹消する旨。ただし、担保登記の一部を抹消する場合は、その旨及び抹消登記の対象
2. 抹消登記の登記原因及びその年月日
3. 受付番号
4. 受付の年月日

第 51 条 (登記の更正等) ①担保登記簿に記録された事項に誤記又は漏落がある場合において、担保権設定者又は担保権者は、更正登記を申請することができる。ただし、誤記又は漏落が登記官の誤りによる場合には、登記官が職権により更正することができる。

②担保登記簿に記録された担保権設定者の法人登記簿又は商号登記簿上の商号、名称、本店若しくは主たる事務所若しくは営業所 (以下「商号等」という。) が変更された場合において、担保登記を担当する登記官は、担保登記簿の該当事項を職権により変更することができる。

③第2項の職権変更のために、担保権設定者の法人登記又は商号登記を担当する登記官は、担保権設定者の商号等に関する変更登記を了した後に、遅滞なく、担保登記を担当する登記官に、これを通知しなければならない。

第 52 条 (担保登記簿の閲覧及び証明書の発行) ①何人も、手数料を収めて、登記事項を閲覧又はその全部若しくは一部を証明する書面の発行を請求することができる。

②第1項による登記簿の閲覧又は発行の範囲及び方式、手数料については、大法院規則で定める。

第 53 条 (異議申立等) ①登記官の決定又は処分が異議がある者は、管轄地方法院に異議申立てをすることができる。

②第1項による異議申立書は、登記所に提出する。

③第1項の異議申立ては、執行停止の効力がない。

第 54 条 (異議申立事由の制限) 新事実又は新証拠方法を根拠として第53条による異議申立てをすることはできない。

第 55 条 (登記官の措置) ①登記官は、異議に理由があると認めるときは、それに該当する処分をしなければならない。

②登記官は、異議に理由がないと認めるときは、3日以内に意見書を付して事件を管轄する地方法院に送付しなければならない。

③登記を了した後に異議申立てがある場合において、登記官は、次の各号の区分による当事者に異議申立ての事実を通知して、第2項の措置をしなければならない。

1. 第三者の異議申立ての場合：担保権設定者及び担保権者
2. 担保権設定者又は担保権者の異議申立ての場合：その相手方

第56条（異議に対する決定及び抗告） ①管轄地方法院は、異議に対して理由を付した決定をしなければならない。この場合において、異議に理由があると認めるときは、登記官にそれに該当する処分を命じて、その旨を異議申立人及び第55条第3項の当事者に通知しなければならない。

②第1項の決定に対しては、「非訟事件手続法」により抗告することができる。

第57条（準用規定） 担保登記については、この法に特別な規定がある場合を除き、その性質に反しない範囲において、「不動産登記法」を準用する。

第5章 知識財産権の担保に関する特例

第58条（知識財産権担保権の登録） ①知識財産権者が約定により同一の債権を担保するために、2個以上の知識財産権を担保として提供する場合は、特許原簿、著作権登録簿等その知識財産権を登録する公的帳簿（以下「登録簿」という。）に、この法による担保権を登録することができる。

②第1項の場合において、担保の目的となる知識財産権は、その登録簿を管掌する機関が同一でなければならず、知識財産権の種類及び対象を定め、又はその他これと類似の方法により特定することができなければならない。

第59条（登録の効力） ①約定による知識財産権担保権の得失変更は、その登録をしたときに、その知識財産権に関する質権の得失変更を登録したものと同一の効力を生ずる。

②同一の知識財産権に関して、この法による担保権登録及びその知識財産権を規律する個別の法律による質権登録が行われた場合において、その順位は、法律に別段の規定がなければその前後による。

第60条（知識財産権担保権者の権利行使） 担保権者は、知識財産権を規律する個別の法律により担保権を行使することができる。

第61条（準用規定） 知識財産権担保権については、その性質に反しない範囲において、動産担保権に関する第2章及び「民法」第352条を準用する。ただし、第21条第2項及び知識財産権に関して規律する個別の法律で別段の定めがある場合においては、この限りでない。

第 6 章 補則

第 62 条 (登記済情報の安全確保) ①登記官は、取り扱う登記済情報の漏洩、滅失又は毀損の防止及びその他登記済情報の安全管理に必要、かつ、適切な措置を設けなければならない。

②登記官及びその他登記所で登記事務に携わる者又はその職にあった者は、その職務によって知った登記済情報の作成又は管理に関する秘密を漏洩してはならない。

③何人も、登記を申請又は囑託して、担保登記簿に不実登記をする目的をもって、登記済情報を取得又はその事情を知りながら登記済情報を提供してはならない。

第 63 条 (大法院規則) この法で規定した事項のほか、この法の施行に必要な事項は、大法院規則で定める。

第 7 章 罰則

第 64 条 (罰則) 次の各号のいずれかの一つに該当する者は、2 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 62 条第 2 項に違反して登記済情報の作成又は管理に関する秘密を漏洩した者
2. 第 62 条第 3 項に違反して担保登記簿に不実登記をする目的をもって、登記済情報を取得した者又はその事情を知りながら登記済情報を提供した者
3. 不正に取得した登記済情報を第 2 号の目的として保管した者

附則<第 10366 号、2010.6.10 >

第 1 条 (施行日) この法律は、公布後 2 年が経過した日から施行する。

第 2 条 (適用例) この法律は、この法の施行後の最初に締結した担保約定から適用する。

第 3 条 (他の法律の改正) ①仮登記担保等に関する法律の一部を次のとおりに改正する。

第 18 条にただし書を次のとおりに新設する。

ただし、「動産・債権等の担保に関する法律」により担保登記を了した場合においては、この限りでない。

②雇用保険及び産業災害補償保険の保険料徴収等に関する法律の一部を次のとおりに改正する。

第30条のただし書中「質権又は抵当権」を各々「質権・抵当権又は「動産・債権等の担保に関する法律」による担保権」とする。

- ③国民健康保険法の一部を次のとおりに改正する。

第73条のただし書中「質権又は抵当権」を各々「質権・抵当権又は「動産・債権等の担保に関する法律」による担保権」とする。

- ④勤労基準法の一部を次のとおりに改正する。

第38条第1項の本文中「質権又は抵当権」を各々「質権・抵当権又は「動産・債権等の担保に関する法律」による担保権」とし、同項のただし書及び第2項の各号外の部分中「質権又は抵当権」を各々「質権・抵当権又は「動産・債権等の担保に関する法律」による担保権」とする。

- ⑤勤労者退職給与保障法の一部を次のとおりに改正する。

第11条第1項の本文・ただし書及び第2項中「質権又は抵当権」を各々「質権・抵当権又は「動産・債権等の担保に関する法律」による担保権」とする。

- ⑥削除< 2011.4.12 >

- ⑦商法の一部を次のとおりに改正する。

第468条のただし書中「質権又は抵当権」を「質権・抵当権又は「動産・債権等の担保に関する法律」による担保権」とする。

- ⑧相続税及び贈与税法の一部を次のとおりに改正する。

第14条第2項第2号中「譲渡担保権又は抵当権」を「譲渡担保権・抵当権又は「動産・債権等の担保に関する法律」による担保権」とする。

第66条第1号中「抵当権」を「抵当権・「動産・債権等の担保に関する法律」による担保権」とする。

- ⑨資本市場及び金融投資業に関する法律の一部を次のとおりに改正する。

第400条第3項のただし書中「質権又は抵当権」を「質権・抵当権又は「動産・債権等の担保に関する法律」による担保権」とする。

第434条の4第5号中「質権及び抵当権」を「質権・抵当権及び「動産・債権等の担保に関する法律」による担保権」とする。

- ⑩債務者更生及び破産に関する法律の一部を次のとおりに改正する。

第141条第1項の本文中「仮登記担保権」を「仮登記担保権・「動産・債権等の担保に関する法律」による担保権」とする。

第180条第7項のただし書中「抵当権」を「抵当権・「動産・債権等の担保に関する法律」による担保権」とする。

第411条中「抵当権」を「抵当権・「動産・債権等の担保に関する法律」による担保権」とする。

第 414 条第 1 項中「質権又は抵当権」を「質権・抵当権又は「動産・債権等の担保に関する法律」による担保権」とする。

第 477 条第 1 項のただし書中「抵当権」を「抵当権・「動産・債権等の担保に関する法律」による担保権」とする。

第 579 条第 1 号イ中「仮登記担保権」を「仮登記担保権・「動産・債権等の担保に関する法律」による担保権」とする。

第 4 条（登記官指定に関する経過措置） この法律の施行当時の法院に在籍中である法院事務職類の一般職公務員（2002 年 1 月 1 日以降に施行した採用試験に合格して採用された者は除く。）は、第 2 条第 11 号にかかわらず、登記官として指定されることができる。

附則（不動産登記法）＜第 10580 号、2011.4.12＞

第 1 条（施行日） この法は、公布後 6 箇月が経過した日から施行する。ただし、第 3 条第 7 号及び第 76 条第 2 項の改正規定及び附則第 4 条第 17 項は、2012 年 6 月 11 日から施行する。

第 2 条及び第 3 条 省略

第 4 条（他の法律の改正） ①から< 16 >まで省略

< 17 >法律第 10366 号動産・債権等の担保に関する法律の一部を次のとおりに改正する。

法律第 10366 号動産・債権等の担保に関する法律の附則第 3 条第 6 項を削除する。

< 18 >から< 42 >まで省略

第 5 条 省略

附則（知識財産基本法）＜第 10629 号、2011.5.19＞

第 1 条（施行日） この法は、公布後 2 箇月が経過した日から施行する。ただし、第 2 条第 9 項は、2012 年 6 月 11 日から施行する。

第 2 条（他の法律の改正） ①から⑧まで省略

⑨法律第 10366 号動産・債権等の担保に関する法律の一部を次のとおりに改正する。

第 1 条中「知的財産権」を「知識財産権」とする。

第 2 条第 1 号中「知的財産権」を「知識財産権」として、同条第 4 号中「知的財産権担保権」を「知識財産権担保権」に、「知的財産権」を各々「知識財産権」

として、同条第5号の本文中「知的財産権」を「知識財産権」として、同条第6号中「知的財産権」を「知識財産権」とする。

第5章の題目「知的財産権の担保に関する特例」を「知識財産権の担保に関する特例」とする。

第58条の題目「(知的財産権担保権の登録)」を「(知識財産権担保権の登録)」として、同条第1項中「知的財産権者」を「知識財産権者」に、「知的財産権」を各々「知識財産権」として、同条第2項中「知的財産権」を各々「知識財産権」とする。

第59条第1項中「知的財産権担保権」を「知識財産権担保権」に、「知的財産権」を「知識財産権」として、同条第2項中「知的財産権」を各々「知識財産権」とする。

第60条の題目「知的財産権担保権者の権利行使」を「知識財産権担保権者の権利行使」として、同条中「知的財産権」を「知識財産権」とする。

第61条の本文中「知的財産権担保権」を「知識財産権担保権」として、同条のただし書中「知的財産権」を「知識財産権」とする。

⑩から< 22 >まで省略

「動産・債権等の担保に関する法律施行令」

[施行 2012.6.11] [大統領令第 22457 号、2010.10.21 制定]

第1条（目的） この令は、「動産・債権等の担保に関する法律」で委任された事項及びその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第2条（動産担保権の目的物から除外される証券） 「動産・債権等の担保に関する法律」（以下「法」という。）第3条第3項第3号において「無記名債権証券等の大統領令で定める証券」とは、次の各号のとおりである。

1. 無記名債権証券
2. 「資産流動化に関する法律」第2条第4号による流動化証券
3. 「資本市場及び金融投資業に関する法律」第4条による証券

第3条（担保目的物の直接弁済充当等の通知） ①担保権者は、法第23条第1項及び第2項による通知をするときに、担保目的物の評価額又は予想売却代金からその債権額を引いた金額がないと認める場合においては、その旨を明らかにしなければならない。

②担保権者は、法第23条第1項及び第2項による通知をするときに、担保目的物が数個である場合においては、各担保目的物の評価額又は予想売却代金に応じて、

消滅させようとする債権及びその費用を明らかにしなければならない。

③法第 23 条第 1 項及び第 2 項による通知は、郵便又はその他の相当な方式によりすることができる。

④担保目的物に対する権利者として担保登記簿に記録されている利害関係人に関する法第 23 条第 1 項及び第 2 項による通知は、受けるべき者の登記簿上の住所によりすることができる。

⑤担保権者が、過失なく、債務者等及び担保権者が知っている利害関係人の所在が知れず、第 3 項による方式によって通知することができない場合においては、「民事訴訟法」の公示送達に関する規定に従って通知することができる。

附則<第 22457 号、2010.10.21 >

この令は、2012 年 6 月 11 日から施行する。

「動産・債権の担保登記等に関する規則」

[施行 2012.6.11] [大法院規則第 2368 号、2011.11.17 制定]

第 1 章 総則

第 1 条 (目的) この規則は、「動産・債権等の担保に関する法律」(以下「法」という。)で委任した事項及びその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条 (担保登記簿等に使用する文字) ①登記又は申請書、その他の登記に関する書面(「電子署名法」第 2 条第 1 号の電子文書を含む。)を作成するときは、ハングル及びアラビア数字を使用しなければならない。

②第 1 項にかかわらず、担保権設定者の商号等の大法院例規で定める事項は、その定めるところにより、ハングル又はハングル及びアラビア数字により記録した後に、括弧の中にローマ字、漢字、アラビア数字又は符号を併記することができる。

第 3 条 (登記情報中央管理所及び電算運営責任官) ①電算情報処理組織による登記事務処理の支援、担保登記簿の保管・管理及び登記情報の効率的な活用のために、法院行政処に登記情報中央管理所(以下「中央管理所」という。)を置く。

②法院行政処長は、中央管理所に電算運営責任官を置いて、電算情報処理組織を総合的に管理・運営しなければならない。

③法院行政処長は、中央管理所の出入者及び電算情報処理組織の使用者の身元を管理する等の必要な保安措置をしなければならない。

第2章 登記所及び登記官

第4条（外国法人の管轄） 担保権設定者が外国法人である場合は、次の各号の区分による登記所を管轄登記所とする。

1. 国内に営業所又は事務所の設置登記をした場合：営業所又は事務所の所在地を管轄する登記所
2. 国内に営業所又は事務所の設置登記をしなかった場合：大法院所在地を管轄する登記所

第5条（管轄の変更） ①法人の本店又は主たる事務所の移転によって担保登記の管轄登記所が変更された場合において、その法人の本店又は主たる事務所の移転登記を了した新所在地の管轄登記所は、遅滞なく、担保登記の従前の管轄登記所に、その事実を通知しなければならない。「商業登記法」第31条により商号登記をした者の営業所の移転によって担保登記の管轄登記所が変更された場合においても、同様とする。

②第1項の通知を受けた従前の管轄登記所は、電算情報処理組織を利用して、その担保権設定者に関する登記情報資料（以下「登記記録」という。）の処理権限を新たな管轄登記所に渡す措置をしなければならない。

第6条（登記官の識別符号の記録） 法第40条第3項の登記事務を処理した登記官が誰であるかがわかるようにする措置は、各登記官が、あらかじめ受け取った識別符号を記録する方法により行う。

第7条（登記官の業務処理の制限） ①登記官は、自己、配偶者又は四親等内の親族（以下「配偶者等」という。）が登記申請人であるときは、配偶者等でない成年者2名以上の参加がなければ、登記をすることができない。配偶者等の関係が終わった後にも、同様とする。

②第1項の場合において、登記官は、調書を作成して、参加人と一緒に記名捺印又は署名をしなければならない。

③登記官が第2項の調書を作成するときは、その調書に次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 申請人の氏名及び住所
2. 業務処理が制限される事由
3. 登記の目的
4. 申請情報における受付の年月日及び受付番号
5. 参加人の氏名、住所及び住民登録番号

第 3 章 担保登記簿等

第 1 節 担保登記簿及び付属書類

第 8 条 (担保登記簿の保管) ①担保登記簿は、中央管理所で保管する。

②閉鎖担保登記簿についても、第 1 項を準用する。

第 9 条 (登記申請書又はその他の付属書類の移動等) ①登記官が戦争・天災地変その他これに準ずる事態を避けるために申請書又はその他の付属書類を登記所外に移動させた場合は、遅滞なく、その事実を地方法院長（登記所の事務を支院長が管掌する場合には、その支院長をいう。第 44 条を除き、以下同じ。）に報告しなければならない。

②登記官が法院から登記申請書若しくはその他の付属書類の送付命令又は嘱託を受けたときは、その命令又は嘱託と関連がある部分についてのみ、法院に送付しなければならない。

③第 2 項の書類が電子文書により作成された場合においては、当該文書を出力した後に、認証して送付又は電子文書で送付する。

第 10 条 (登記固有番号等) 登記記録を開設するときは、担保権設定者ごとに登記固有番号を付与し、担保権設定登記をするときには、担保約定ごとに登記一連番号を付与して、これを登記記録に記録しなければならない。

第 11 条 (登記記録の様式) ①登記記録には、担保権設定者に関する事項を記録する担保権設定者簿を置いて、担保約定別に担保権に関する事項を記録する担保権簿及び担保目的物に関する事項を記録する担保目的物簿を置く。

②動産担保登記記録は別紙第 1 号及び第 2 号の様式を、債権担保登記記録は別紙第 3 号及び第 4 号の様式による。

第 12 条 (登記簿副本資料の作成及び保管) ①登記官が登記を了したときは、電算情報処理組織を利用して、登記簿副本資料を作成しなければならない。

②登記簿副本資料は、法院行政処長が指定する場所に保管しなければならない。

③登記簿副本資料は、担保登記簿と同様に管理しなければならない。

第 13 条 (担保登記簿の損傷及び復旧) ①担保登記簿（閉鎖担保登記簿を含む。以下この条において同じ。）の全部又は一部が損傷又は損傷されるおそれがあるときは、電算運営責任官は、遅滞なく、その状況を調査した後に、処理方法を法院行政処長に報告しなければならない。

②担保登記簿の全部又は一部が損傷された場合において、電算運営責任官は、第 12 条の登記簿副本資料に基づいてその登記簿を復旧しなければならない。

③第2項により担保登記簿を復旧した場合において、電算運営責任官は、遅滞なく、その経過を法院行政処長に報告しなければならない。

第14条（申請情報等の保存）①法第42条第2号により登記が行われた場合において、その申請情報及び添付情報は、補助記憶装置に保存しなければならない。

②法第42条第2号による登記申請が取り下げられた場合において、その取下情報は、補助記憶装置に保存しなければならない。

③第1項及び第2項により保存された情報は、中央管理所に5年間保存しなければならない。この場合において、保存期間は、当該年度の翌年から起算する。

④第3項の保存期間が満了した情報は、法院行政処長の認可を受けて、保存期間が満了する年の翌年3月末までに削除する。

第2節 担保登記に関する帳簿

第15条（登記所に具備すべき帳簿）①登記所には、次の各号の帳簿を備えなければならない。

1. 担保登記申請書受付帳
2. その他の書類受付帳
3. 決定原本編綴帳
4. 異議申立書類編綴帳
5. 使用者登録申請書類等の編綴帳
6. 申請書その他の付属書類編綴帳
7. 申請書その他の付属書類送付簿
8. 各種通知簿
9. 閲覧申請書類編綴帳
10. 諸証明申請書類編綴帳
11. その他大法院例規で定める帳簿

②第1項の帳簿は、毎年、別冊にしなければならない。ただし、必要によっては、分冊することができる。

③第1項の帳簿は、電子的に作成することができる。

第16条（受付帳）①担保登記申請書の受付帳には、次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 受付の年月日、受付時刻及び受付番号
2. 登記の目的
3. 申請人の氏名又は名称

4. 登記申請の手数料

- ②第1項第1号の受付番号は、1年ごとに新たに付与しなければならない。
- ③登記権利者又は登記義務者が数人である場合において、担保登記申請書の受付帳に申請人の氏名又は名称を記載するときは、申請人のうちの1名の氏名又は名称及び残りの人員を記載する方法により行うことができる。
- ④登記申請以外の登記事務に関する書類を受け付けるときは、その他の書類の受付帳に記載する。

第17条（申請書その他の付属書類の編綴帳） 申請書、嘱託書、通知書、参加調書、確認調書、取下書その他の付属書類は、受付番号の順序に従って、申請書その他の付属書類の編綴帳に編綴しなければならない。

第18条（各種の通知簿） 各種の通知簿には、法並びにこの規則で定める通知事項、通知を受けるべき者及び通知書を発送する年月日を記載しなければならない。

第19条（帳簿の保存期間） ①登記所に具備すべき帳簿の保存期間は、次のとおりである。

- 1. 担保登記申請書受付帳：5年
- 2. その他の書類受付帳：10年
- 3. 決定原本編綴帳：10年
- 4. 異議申立書類編綴帳：10年
- 5. 使用者登録申請書類等の編綴帳：10年
- 6. 申請書その他の付属書類編綴帳：5年
- 7. 申請書その他の付属書類送付簿：申請書その他の付属書類が返還された日から5年
- 8. 各種通知簿：1年
- 9. 閲覧申請書類編綴帳：1年
- 10. 諸証明申請書類編綴帳：1年

②帳簿の保存期間は、当該年度の翌年から起算する。

③保存期間が満了した帳簿又は書類は、地方法院長の認可を受けて、保存期間が満了する年の翌年3月末までに廃棄する。

第4章 登記事項の証明及び閲覧

第20条（登記事項証明等の申請） ①登記所を訪問して、登記事項の全部又は一部に関する証明書（以下「登記事項証明書」という。）を発行し、又は登記記録若しくは申請書その他の付属書類を閲覧しようとする者は、申請書を提出しなければならない

らない。

②代理人が第1項の申請をするときは、申請書にその権限を証明する書面を添付しなければならない。

③登記記録又は電子文書により作成された申請書若しくはその他の付属書類の閲覧及び登記事項証明書の発行申請は、管轄登記所でない他の登記所においても、することができる。

第21条（無人発行機による登記事項証明）①法院行政処長は、申請人が発行に必要な情報を自ら入力して、登記事項証明書を発行することができる装置（以下「無人発行機」という。）を使用して、登記事項証明書の発行業務を処理させることができる。

②無人発行機は、登記所以外の場所においても、設置することができる。

③第2項による設置場所は、法院行政処長が定める。

④法院行政処長の指定を受けた国家機関又は地方自治団体その他の者は、これらが管理する場所に無人発行機を設置して、登記事項証明書を発行することができる。

⑤無人発行機の設置・管理の方法及び費用の負担等の必要な事項は、大法院例規で定める。

第22条（インターネットによる登記事項証明等）①登記事項証明書の発行又は登記記録の閲覧業務は、法院行政処長が定めるところにより、インターネットを利用して、処理することができる。

②第1項による業務は、中央管理所で処理し、電算運営責任官がその業務を担当する。

③第1項による発行、閲覧の範囲、方法及び方法等の必要な事項は、大法院例規で定める。

第23条（登記事項証明書の種類等）①登記事項証明書の種類は、動産担保登記及び債権担保登記別に次の各号とする。ただし、閉鎖した登記記録については、第1号に限る。

1. 一つの担保約定による登記事項全部を記載した「登記事項全部証明書（抹消事項を含む。）」

2. 第1号の事項のうち、現在に有効な事項のみを記載した「登記事項全部証明書（現在有効事項）」。ただし、当該担保約定による登記事項全部が抹消された場合においては、この限りでない。

3. 第1号の事項のうち、担保目的物については、特定した担保目的物に関する事項のみを記載した「登記事項一部証明書」

4. 第1号の事項のうち、大法院例規で定める概要事項又は当該法人・商号登記をした者に関して何らの登記記録が開設されていない旨を記載した「登記事項概要証

明書]

②第 1 項第 1 号から第 3 号までの登記事項証明書は、次の各号で定める者に限って、直接利害関係がある範囲内で発行を申請することができる。

1. 担保権設定者
2. 担保権者
3. 債務者
4. 担保権設定後の担保目的物である動産の所有権を取得した者又は担保目的物である債権を譲り受けた者
5. 担保権設定後の担保目的物について質権又はその他の担保権を取得した者
6. 担保目的物である債権の債務者
7. その他当該担保登記について法律上利害関係を持つ者
8. 上記の各号で定めた者の破産管財人等の管理処分権を持つ者

第 24 条 (登記事項証明書の発行方法) ①登記事項証明書を発行するときは、登記事項証明書の種類を明示して、登記記録の内容と異なることを証明する内容の証明文を記録して、発行の年月日及び中央管理所電算運営責任官の職名を記載した後、電子イメージ官印を記録しなければならない。

②登記事項証明書が複数枚となった場合は、連続性を確認することができる措置をして、発行する。

③登記申請が受け付けられた場合は、登記官がその登記を了する時まで登記事項証明書を発行することができない。ただし、登記申請事件が受け付けられて、処理中である旨を登記事項証明書に表示して、発行することができる。

第 25 条 (閲覧の方法) ①登記記録の閲覧は、登記記録に記録された登記事項を電子的な方法によりその内容を見ることができ、又はその内容を記録した書面を交付する方法により行う。ただし、書面を交付する場合においては、登記事項証明書の様式でない他の様式で交付することができる。

②申請書又はその他の付属書類の閲覧は、登記官が見る前で行わなければならない。ただし、申請書又はその他の付属書類が電子文書で作成された場合においては、第 1 項の本文の方法による。

③第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号の証明事項に該当する登記記録又は申請書若しくはその他の付属書類については、第 23 条第 2 項の各号で定めた者に限って、直接利害関係がある範囲内で閲覧を申請することができる。

第 26 条 (登記事項の一部公示制限) 登記事項証明書を発行又は登記記録を閲覧させるときは、登記記録に記録された担保権設定者及び登記義人の表示に関する事項のうち、住民登録番号等の個人情報の一部を公示しないことがあり、その範囲並

びに方法及び手続は、大法院例規で定める。

第5章 登記手続

第1節 通則

第27条（登記の同時申請）①同じ登記所で同時に数件の登記申請をする場合において、各申請書と一緒に提出又は送信しなければならない書面若しくは電子文書（以下「書面等」という。）の内容が同じであるときは、その中の1件の申請にこれを提出又は送信すれば足りる。

②第1項の場合においては、他の各申請書にその旨を記載しなければならない。

第28条（他の法律による義務事項がある場合）登記申請と関連して、他の法律により賦課された義務事項があるときは、その義務事項を申請書に記載しなければならない。

第29条（登記申請に必要な書面等）①登記を申請するときは、担保権設定者（最初に担保権設定登記をする場合のみをいう。）又は登記権利者（権利取得の登記をする場合のみをいう。）の特定のために、次の各号の区分による書面等を提出又は送信しなければならない。

1. 担保権設定者又は登記権利者が自然人である場合

イ. 担保権設定者又は登記権利者の氏名、住所及び住民登録番号（住民登録番号がない在外国民及び外国人の場合には、「不動産登記法」第49条第1項第2号又は第4号により付与された不動産登記用登録番号をいう。）を証明する書面等

ロ. 担保権設定者の商号及び営業所を証明する「商業登記法」第10条による登記事項証明書等

2. 担保権設定者又は登記権利者が法人（外国法人は除く。）である場合：当該法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所及び法人登録番号を証明する「商業登記法」第10条による登記事項証明書等

3. 担保権設定者又は登記権利者が外国法人である場合

イ. 国内に営業所又は事務所の設置登記をした場合：当該法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所、法人登録番号及び国内の営業所又は事務所を証明する「商業登記法」第10条による登記事項証明書等

ロ. 国内に営業所又は事務所の設置登記をしなかった場合

1) 当該法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所を証明する書面等

2) 「不動産登記法」第49条第1項第3号により付与された不動産登記用登録番号を証明する書面等

3) 国内における代表者及びその住所を証明する書面等

②登記申請書と一緒に提出又は送信しなければならない書面等が外国語で作成された場合は、その翻訳文と一緒に提出又は送信しなければならない。

第 30 条 (登記申請情報の記録) 法第 45 条第 1 項において「その他大法院規則で定める登記申請情報」とは、第 10 条により担保約定別に付与された登記一連番号をいう。ただし、担保権設定登記及び担保権設定者の表示の変更又は更正の登記の場合においては、この限りでない。

第 31 条 (登記申請の取下げ) ①登記申請の取下げは、登記官が登記を了する前まですることができる。

②第 1 項の取下げは、次の各号の区分による方法で行わなければならない。

1. 法第 42 条第 1 号の訪問申請：申請人又はその代理人が登記所を訪問して、取下書を提出する方法

2. 法第 42 条第 2 号の電子申請：電算情報処理組織を利用して、取下情報を電子文書で登記所に送信する方法

第 32 条 (登記官の調査) ①申請書が受け付けられたときは、登記官は、遅滞なく、申請に関するすべての事項を調査しなければならない。

②法第 46 条のただし書の補正要求は、申請人に対して口頭で行うか、電話、ファックス又はインターネットを利用して、することができる。

第 33 条 (登記の方法) ①担保権設定登記をするときは、登記一連番号を記録した後に、担保権簿に登記目的及び法第 47 条第 2 項の各号 (第 1 号及び第 6 号は除く。) の事項を記録し、担保目的物簿に担保目的物の表示に関する事項を記録しなければならない。ただし、当該担保権設定者に対する登記記録が開設されてない場合においては、登記記録を開設した後に、担保権設定者簿に担保権設定者の表示に関する法第 47 条第 2 項第 1 号及び第 4 号の事項を記録しなければならない。

②第 1 項の本文により担保権簿に受付の年月日を記録するときは、その受付時刻も記録しなければならない。

③変更、更正又は延長の登記をするときは、変更、更正又は延長された登記事項を抹消する表示をしなければならない。

④抹消の登記をするときは、登記を抹消する表示をしなければならない。

第 34 条 (国内に営業所又は事務所がない外国法人の登記事項) 法第 47 条第 2 項第 4 号のただし書において「大法院規則で定める事項」とは、外国法人の国内における代表者及びその住所をいう。

第 35 条 (動産及び債権の特定のための登記事項) ①登記記録には、担保目的物である動産又は債権を特定するために必要な事項として、次の各号の区分による事項

を記録しなければならない。

1. 担保目的物が動産である場合

イ. 動産の特性により特定する場合は、大法院例規で定める動産の種類及び動産の製造番号又は製品番号等の他の動産と区別することができる情報

ロ. 動産の保管場所により特定する場合は、大法院例規で定める動産の種類及び動産の保管場所の所在地。ただし、同じ保管場所にある同じ種類の動産の全部を担保目的物とする場合に限る。

2. 担保目的物が債権である場合

イ. 大法院例規で定める債権の種類

ロ. 債権の発生原因並びに発生の年月日又はその時期及び終期

ハ. 担保目的物である債権の債権者の氏名及び住所（法人である場合は、商号又は名称及び本店又は主たる事務所をいう。）

ニ. 担保目的物である債権の債務者の氏名及び住所（法人である場合は、商号又は名称及び本店又は主たる事務所をいう。）。ただし、将来に発生する債権として債務者が担保権設定時に特定されてない、又はロにより特定することができる多数の債権について同時に担保登記を申請する場合においては、大法院例規により債務者の氏名又は住所を記録しない場合もありうる。

②第1項の各号のほかにも、当該動産の名称又は債権の弁済期、債権額の下限、その他当該動産若しくは債権を特定するために有益な事項を記録することができる。

第36条（行政区域等の変更の職権登記） ①担保登記簿に記録された行政区域又はその名称が変更されたときに、登記官は、職権で変更事項を登記することができる。

②担保登記簿に記録された担保権設定者の法人登記簿又は商号登記簿上の商号、名称、本店若しくは主たる事務所若しくは営業所が変更されて、法第51条第3項による通知を受けた場合に、担保登記を担当する登記官は、担保登記簿の当該事項を職権で変更しなければならない。

第37条（登記済情報の作成方法） ①法第2条第11号の登記済情報は、アラビア数字及びその他の符号の組合せの一連番号並びにパスワードで構成される。

②第1項の登記済情報は、担保権設定者（最初に担保権設定登記をする場合のみをいう。）又は登記名義人別に定める。

第38条（登記済情報の通知方法） ①登記済情報は、次の各号の区分による方法で通知する。

1. 訪問申請の場合：登記済情報を記載した書面（以下「登記済情報通知書」という。）を交付する方法。ただし、申請人が登記申請書と一緒に大法院例規に従って

登記済情報通知書の送付用郵便封筒を提出した場合は、登記済情報通知書を郵便で送付する。

2. 電子申請の場合：電算情報処理組織を利用して送信する方法

②第1項により登記済情報を通知するときには、その通知を受けるべき者以外の者に登記済情報が知られないようにしなければならない。

第 39 条（登記済情報の通知の相手方）①登記官は、登記を了したら、登記済情報を登記名義人となった申請人（最初に担保権設定登記をする場合には、担保権設定者を含む。）に通知する。

②法定代理人が登記を申請した場合はその法定代理人に、法人の代表者又は支配人が申請した場合にはその代表者又は支配人に、登記済情報を通知する。

第 40 条（登記済情報を作成又は通知する必要がない場合）①次の各号のいずれかの一つに該当する場合においては、登記済情報を通知しない。

1. 登記名義人となった申請人（最初に担保権設定登記をする場合には、担保権設定者を含む。）が登記済情報の通知を望んでない場合

2. 国家又は地方自治団体が登記権利者である場合

3. 登記済情報を電算情報処理組織により通知されるべき者が受信可能になった時から3箇月以内に電算情報処理組織を利用して受信しない場合

4. 登記済情報通知書を受領すべき者が登記を了した時から3箇月以内にその書面を受領しない場合

5. 法第 41 条第 3 項により勝訴した登記義務者が登記申請をした場合

6. 債権者が「民法」第 404 条により登記権利者を代位して登記申請をした場合

②第1項第1号の場合においては、登記申請書にその旨を記載しなければならない。

第 41 条（登記済情報の失効申告）①登記名義人又はその相続人その他の包括承継人は、登記済情報の失効申告をすることができる。

②第1項の申告は、次の各号の方法により行う。

1. 電算情報処理組織を利用して申告情報を提供する方法

2. 申告情報を記載した書面を提出する方法

③第2項により登記済情報の失効申告をするときは、大法院例規に従って本人確認手続を経なければならない。

④第2項第2号の申告を代理人がする場合は、申告書に本人の印鑑証明を添付しなければならない。

⑤登記官は、登記済情報の失効申告がある場合において、当該登記済情報を失効させる措置をしなければならない。

第 42 条（登記済情報を提供することができない場合） ①法第 43 条第 2 項第 3 号の本文の場合において、登記義務者の登記済情報がないときは、登記義務者又は法定代理人（以下「登記義務者等」という。）が登記所に出席して、登記義務者等であることを登記官により確認を受けなければならない。ただし、登記申請人の代理人〔弁護士又は法務士のみをいい、法務法人・法務法人（有限）・法務組合又は法務士合同法人を含む。以下「資格者代理人」という。〕が登記義務者等から委任を受けたことを確認した場合、又は申請書（委任による代理人が申請する場合には、その権限を証明する書面）の中の登記義務者等の作成部分について公証を受けた場合には、この限りでない。

②第 1 項の本文の場合において、登記官は、住民登録証、外国人登録証、国内居所申告証、パスポート又は運転免許証（以下「住民登録証等」という。）により本人の如何を確認し、調書を作成して、これに記名捺印をしなければならない。この場合において、住民登録証等の写しを調書に添付しなければならない。

③第 1 項のただし書により資格者代理人が登記義務者等から委任を受けたことを確認した場合は、その確認した事実を証明する書面又は電子文書（以下「確認書面等」という。）を登記所に提出又は送信しなければならない。

④資格者代理人が第 3 項の確認書面等を作成する場合には、第 2 項を準用する。

第 43 条（登記記録の閉鎖及び復活） ①担保権設定登記を全部抹消したときは、当該登記記録を閉鎖しなければならない。

②登記記録を閉鎖するときは、担保権設定者簿にその旨及び年月日を記録しなければならない。

③閉鎖した登記記録に再度登記する必要があるときは、その登記記録を復活しなければならない。

④閉鎖した登記記録を復活するときは、担保権設定者簿にその旨及び年月日を記録して、登記記録を閉鎖した旨及びその年月日を抹消する表示をしなければならない。

第 2 節 訪問申請

第 44 条（登記所に出席して登記申請書を提出することができる資格者代理人の事務員） ①法第 42 条第 1 号により登記所に出席して登記申請書を提出することができる事務員は、資格者代理人の事務所の所在地を管轄する地方法院長が許可する 1 名とする。ただし、法務法人・法務法人（有限）・法務組合又は法務士合同法人の場合においては、その構成人及び構成人でない弁護士又は法務士の数の事務員を許

することができる。

②資格者代理人が第 1 項の許可を受けるときは、地方法院長に許可申請書を提出しなければならない。

③地方法院長が第 1 項の許可をしたときは、当該資格者代理人に登記所の出入証を発行しなければならない。

④地方法院長は、相当であると認められる場合において、第 1 項の許可を取り消すことができる。

第 45 条 (印鑑証明の提出) ①訪問申請をする場合は、次の各号の印鑑証明を提出しなければならない。この場合において、当該申請書 (委任による代理人が申請する場合は、委任状をいう。以下この条において同じ。) には、その印鑑を捺印しなければならない。

1. 担保権設定登記の場合において、担保権設定者である法人又は「商業登記法」に従って商号登記をした者の「商業登記法」第 11 条による印鑑証明

2. 担保権の移転・延長・抹消・変更又は更正登記の場合において、登記義務者の「印鑑証明法」第 12 条又は「商業登記法」第 11 条による印鑑証明。ただし、登記情報を提供することができない場合に限る。

②第 1 項により印鑑証明を提出すべき者が外国人である場合は、「印鑑証明法」による印鑑証明又は本国の官公署が発行した印鑑証明を提出しなければならない。ただし、本国に印鑑証明制度がなく、又は「印鑑証明法」による印鑑証明を受けることができない者は、申請書若しくは委任状又は添付書面にした署名に関して本人が直接作成した旨の本国の官公署の証明又はこれに関する公正証書を提出しなければならない。

第 46 条 (印鑑証明等の有効期間) 登記申請書に添付する印鑑証明、法人登記事項証明書、住民登録票謄本・抄本、家族関係登録事項別の証明書は、発行日から 3 箇月以内のものでなければならない。

第 47 条 (添付書面原本の還付請求) 申請書に添付した書類の原本の還付を請求する場合において、申請人は、その原本と同様である旨を記載した写しを添付しなければならないし、登記官が書類の原本を還付するときは、その写しに原本の還付の旨を記載して記名捺印をしなければならない。ただし、次の各号の書類については、還付を請求することができない。

1. 登記申請委任状、第 42 条第 3 項の確認書面等の当該登記申請のみのために作成した書類

2. 印鑑証明、法人登記事項証明書、住民登録票謄本・抄本、家族関係登録事項別の証明書等の別途の方法により再度取得することができる書類

第 48 条（電子標準様式による申請） ①訪問申請をしようとする申請人は、申請書を登記所に提出する前に、電算情報処理組織に申請情報を入力して、その入力した申請情報を書面に出力して、登記所に提出する方法により行うことができる。

②大法院例規で定める個数以上の動産又は債権を担保目的物とする担保権設定登記を訪問申請する場合において、申請人は、登記原因を証明する添付情報中の担保目的物に関する情報は大法院例規で定める方法により作成された目録を電算情報処理組織に保存する方法で提出しなければならない。申請情報は、第 1 項の方法により入力・提出するが、その申請情報中の担保目的物に関する情報は、別途書面に出力して登記所に提出しない。

第 49 条（申請書の受付） ①登記申請書を受け取った登記官は、電算情報処理組織に受付の年月日及び受付時刻、受付番号、登記の目的、登記一連番号（担保権設定登記及び担保権設定者表示の変更又は更正の登記は除く。）、申請人の氏名又は名称、登記申請手数料、登録免許税額並びにその他大法院例規で定める事項を入力した後に、申請書に受付番号票を付さなければならない。

②登記官が申請書を受け付けたときは、申請人の請求によりその申請書の受付証を発行しなければならない。

第 3 節 電子申請

第 50 条（電子申請の方法） ①電子申請は、当事者が直接又は資格者代理人が当事者を代理して行う。ただし、外国人の場合は、次の各号のいずれかの一つに該当する要件を備えなければならない。

1. 「出入国管理法」第 31 条による外国人登録
2. 「在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律」第 6 条、第 7 条による国内居所申告

②第 1 項により電子申請をする場合においては、法第 43 条による電子文書を送信又は大法院例規で定める情報を登記所に提供しなければならない。そのときに使用者登録番号も一緒に送信しなければならない。ただし、大法院例規で定める個数以上の動産又は債権を担保目的物とする担保権設定登記を電子申請する場合において、申請人は、登記原因を証明する添付情報中の担保目的物に関する情報は大法院例規で定める方法により作成された目録を電算情報処理組織に保存する方法で提供しなければならない。申請情報中の担保目的物に関する情報は別途登記所に送信しない。

③第 2 項により電子文書を送信するときは、次の各号の区分による申請人又は文書作成者の電子署名情報を一緒に送信しなければならない。

1. 個人：「電子署名法」の公認認証書
2. 法人：「商業登記法」の電子証明書
3. 官公署：大法院例規で定める電子認証書

第 51 条 (使用者登録) ①電子申請をするためには、その登記申請をする当事者又は登記申請を代理することができる資格者代理人が最初の登記申請前に、使用者登録をしなければならない。

②使用者登録を申請する当事者又は資格者代理人は、登記所に出席して、大法院例規で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

③第 2 項の使用者登録申請書には、「印鑑証明法」に従って申告した印鑑を捺印し、その印鑑証明と一緒に住所を証明する書面を添付しなければならない。

④申請人が資格者代理人である場合は、第 3 項の書面のほかに、その資格を証明する書面の写しも添付しなければならない。

第 52 条 (使用者登録の有効期間) ①使用者登録の有効期間は、3 年とする。

②第 1 項の有効期間が過ぎた場合は、使用者登録を再度行わなければならない。

③使用者登録の有効期間満了日の 3 箇月前から満了日までには、その有効期間の延長を申請することができ、延長期間は 3 年とする。

④第 3 項の有効期間の延長は、電子文書により申請することができる。

第 53 条 (使用者登録の効力停止等) ①使用者登録をした者は、使用者登録の効力停止、効力回復又は抹消を申請することができる。

②第 1 項による使用者登録の効力停止及び抹消の申請は、電子文書により行うことができる。

③登記所を訪問して第 1 項による使用者登録の効力停止、効力回復又は抹消を申請する場合は、申請書に記名捺印又は署名をしなければならない。

第 54 条 (使用者登録情報の変更等) ①使用者登録後に使用者登録情報が変更された場合は、大法院例規によりその変更された事項を登録しなければならない。

②使用者登録番号を紛失したときは、第 51 条により使用者登録を再度行わなければならない。

第 6 章 担保権の実行

第 55 条 (民事訴訟規則等の準用) この規則で規定したことのほかに、動産・債権担保権の実行に関して必要な事項は、その性質に反しない範囲において、「民事訴訟規則」及び「民事執行規則」の規定を準用する。

第7章 補則

第56条（大法院例規への委任）担保登記と関連して必要な事項のうち、この規則で定めていない事項は、大法院例規として定めることができる。

附則<第2368号、2011.11.17>

この規則は、2012年6月11日から施行する。ただし、第14条、第21条、第22条、第31条第2項第2号、第38条第1項第2号、第41条第2項第1号及び第50条から第54条までの規定は、2013年7月1日から施行する。